

地域	マーシャル諸島共和国
日付	2022年7月12日
法律事務所	Reeder & Simpson, P.C.
役職名、氏名	Dennis J. Reeder, Managing Director and Gregory J. Danz, Attorney at Law.
連絡先	dreeder.rmi@gmail.com – 808-352-0749

## 質問事項

### I. 個人情報保護に関する法律

- i. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の民間分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。  
*マーシャル諸島共和国(RMI)には、民間企業の個人情報保護を規定する一般法がなく、現在、制定された場合の法案も未整備です。*
- ii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の公的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。  
*マーシャル諸島共和国(RMI)には、公共部門の個人情報保護を規定する一般法がなく、現在、制定された場合、そのような法律を作るための懸案もありません。*
- iii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の個別の分野に適用のある個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要を教えてください。)  
*銀行法、税法など特定の分野で適用される個人情報保護に関する法律があります。*

Iの(i)(ii)(iii)について全て「該当なし」の場合はIVに進みます。

### II. 個人情報の保護に関する規程の基本情報

- i. Iで言及いただいた個人情報保護に関する法律について以下の空欄を埋めて下さい。

名称: *銀行法及び規則 (Title 17 MIRC, Chap. 1)*

URL: [https://rmiparliament.org/cms/images/LEGISLATION/PRINCIPAL/1987/1987-0009/BankingAct1987\\_4.pdf](https://rmiparliament.org/cms/images/LEGISLATION/PRINCIPAL/1987/1987-0009/BankingAct1987_4.pdf)

施行状況: *1987年3月20日施行*

① 「個人情報」の定義	<i>マーシャル諸島共和国の法律には、「個人情報」という用語の定義がない。法律は一般的に「情報」に適用されるが、定義された用語ではありません。</i>
② 法律の適用範囲	<i>銀行法は、金融機関または銀行協会委員会が他の人物</i>

	/団体に情報を開示する場合に適用されます。
③ 地理的範囲	マーシャル諸島共和国内

名称: *所得税法 (Title 48 MIRC Chap. 1, § 132)*

URL: [https://rmiparliament.org/cms/images/LEGISLATION/PRINCIPAL/1989/1989-0050/IncomeTaxAct1989\\_2.pdf](https://rmiparliament.org/cms/images/LEGISLATION/PRINCIPAL/1989/1989-0050/IncomeTaxAct1989_2.pdf)

施行状況: *1989年4月14日施行*

① 「個人情報」の定義	<i>「個人情報」は、本法において定義された用語ではありません。</i>
② 法律の適用範囲	<i>財務省の職員には「納税者個人に関する一切の情報を秘匿する」義務があります。</i>
③ 地理的範囲	<i>マーシャル諸島共和国内</i>

名称: *2002年マネーロンダリング防止規則 (Anti Money Laundering Regulations 2002)*

URL: [https://rmiparliament.org/cms/images/LEGISLATION/SUBORDINATE/2002/2002-001/Anti-MoneyLaunderingRegulations2002\\_1.pdf](https://rmiparliament.org/cms/images/LEGISLATION/SUBORDINATE/2002/2002-001/Anti-MoneyLaunderingRegulations2002_1.pdf)

施行状況: *2002年1月1日施行、2010年5月13日改正*

① 「個人情報」の定義	<i>2002年マネーロンダリング防止規則には、「個人情報」の定義はありません。</i>
② 法律の適用範囲	<i>全ての銀行及び金融機関の業務。</i>
③ 地理的範囲	<i>マーシャル諸島共和国内</i>

- ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。

### III. OECD プライバシーガイドライン

- i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を体现した法の規定があればその概要をご教示下さい。

<https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesonthe protectionofprivacyandtransborderflowsofpersonaldata.htm>  
<https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesonthe protectionofprivacyandtransborderflowsofpersonaldata.htm>

- (a) 収集制限の原則  
*規定なし*
- (b) データ内容の原則  
*規定なし*
- (c) 目的明確化の原則  
*規定なし*
- (d) 利用制限の原則

*規定なし*

- (e) 安全保護の原則

*規定なし*

- (f) 公開の原則

*規定なし*

- (g) 個人参加の原則

*規定なし*

- (h) 責任の原則

*規定なし*

- ii. OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要を教えてください。

- (a) 収集制限の原則

*規定なし*

- (b) データ内容の原則

*規定なし*

- (c) 目的明確化の原則

*規定なし*

- (d) 利用制限の原則

*規定なし*

- (e) 安全保護の原則

*規定なし*

- (f) 公開の原則

*規定なし*

- (g) 個人参加の原則

*規定なし*

- (h) 責任の原則

*規定なし*

#### IV. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

あなたの国において、包括的なガバメントアクセスやデータローカライゼーションのような、個人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

*いいえ。マーシャル諸島共和国には、政府による個人データへの包括的なアクセスやデータのローカライゼーションなど、データ主体の権利に影響を与える既存の制度はありません。*

V. データ保護機関

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

マーシャル諸島共和国には、データ保護機関はありません。